

吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務仕様書

1 委託業務名

吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務

2 趣旨

令和元年（2019年）に策定した「吹田市第4次総合計画」について、策定後の本市の動向等を踏まえ、中間見直しとして必要に応じた増補、追補と時点修正を行います。合わせて、附属資料及び基礎資料集も見直しを行うこととします。

また、平成28年（2016年）に策定した「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和5年度（2023年度）に最終年度を迎えるため、第2期の策定及び吹田市人口ビジョンの改訂を行います。

これらの業務を一体的に実施することで、重複する基礎調査や人口推計の整理及び取組内容の成果の検証等を効果的・効率的に行うとともに、策定後における一体的な進行管理を見据えるなど、各計画等の整合性を図ります。

3 業務内容

(1) 以下の2業務を実施すること。内容は、各業務仕様書（別紙）を参照すること。

ア 吹田市第4次総合計画中間見直し支援業務（別紙1）

イ 第2期吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務（別紙2）

(2) 全ての業務に共通し、下記業務を実施すること。

ア 策定過程における情報公開の支援

計画等の見直し・策定過程について、「本市ホームページ」「市報すいた」等の媒体を通じて広く情報公開を実施するため、その作成に関する支援を行うこと。

イ 策定過程における市議会の意見の把握

ウ パブリックコメントの実施

令和5年（2023年）8月（予定）にパブリックコメントを実施するに当たり、必要な資料の作成と市民意見等の整理を支援すること。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

5 提出書類

(1) 受託者は本業務開始に当たって次の書類を速やかに委託者に提出し、承認を得るものとする。

ア 業務実施計画書

イ 業務体制報告書

ウ 業務着手届

エ 業務責任者届兼経歴書

オ 業務工程表

カ 貸与データ及び資料に関する誓約書

キ その他委託者が指示するもの

(2) 令和5年（2023年）3月に中間報告として、令和4年度（2022年度）に実施した支援業務内容を記した業務報告書を提出すること。また、業務完了時には業務完了届を提出すること。

(3) その他、必要に応じて委託者が指示するものについて提出すること。

6 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。業務責任者は、業務の全般にわたり管理を行い、業務に支障のないようにすること。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や吹田市個人情報保護条例（平成16年 吹田市条例第9号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とすること。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、本業務に必要な資料を委託者より借り受け、適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、業務完了後速やかに全て返却すること。
- (6) 本業務で履行した成果品等の著作権法第21条から28条までに規定する権利は、全て委託者に帰属し、調査結果についても委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、本業務の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真等については、委託者に譲渡することとし、その引き渡しの請求をしたときは、委託者の指定する方法に従い、指定された期日までにこれらを引き渡すこと。なお、委託者に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、委託者が使用するに当たり支障のないものとする。
- (7) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理すること。また、業務完了後、受託者に責に帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

7 その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者は協議の上、受託者は委託者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。